

業務委託仕様書

文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター

(担当：堀越、土井 電話：366-2250)

1 委託業務名称

「エシカル消費」普及促進イベントの企画運営に係る業務

2 委託業務の目的

「エシカル消費」とは、人や社会、環境、地域に配慮した消費行動のことであり、持続可能な社会を実現するためには、日本の名目国内総生産（GDP）の過半数を占めている家計消費をより持続可能な消費行動に変容させることが重要である。

本市では、「エシカル消費」の普及促進に当たり、市内事業者との連携・協働体制を強化することにより、啓発や情報発信を着実に進めることとしており、令和4年1月には京都生活協同組合（以下「京都生協」という。）と「エシカル消費」普及促進に係る連携に関する協定（以下「協定」という。）を締結し、持続可能な循環型社会の実現や生物多様性の保全等を含む、消費者市民社会の実現を目指し、様々な取り組みを協働で行ってきた。

今回、京都生協の旗艦店として、コープ二条駅店がグランドオープンするに当たり、「エシカル消費」の更なる認知度向上や、理念や内容をわかりやすく伝え、実践を促していく機運を高めていくためのイベントを同店において開催するものである。

3 委託期間

契約締結の日から令和6年2月29日（木）まで

4 委託業務の内容

コープ二条駅店において実施する以下の《イベント概要》に示す内容について、次の各号の業務を行う。

《イベント概要》

日 時：令和6年2月17日（土）10:00～16:00（業務従事時間は別途調整）

会 場：コープ二条駅店（〒604-8416 京都市中京区西ノ京星池町 230）

対象者：一般市民

内 容：①クイズラリーイベント【1階】

②イベントスペースでの集客イベント（内容未定）【2階】

③エシカル消費、SDGsに関する学習会【4階】

※ 各イベントの実施時間や回数については、①は開催時間中常時実施し、

②は内容未定、③は開催時間中に2回程度実施する予定。

(1) クイズラリーイベント（1階）の運営及びエシカル消費、SDGsに関する学習会の運営（従事人員6名）

店舗1階（売場部分）にて、イベントブースの設営、買い物客の誘導、イベントの案内、クイズラリー用紙の配布及び回収、景品の配布、イベントブースの撤去等の運営業務を行う。クイズラリーイベントの実施に必要なクイズラリー用紙、景品、文具及び備品等は本市及び京都生協が用意する。また、店舗4階（会議室）にて、会場設営、参加者の受付、講師への報酬支払等の運営業務を行う。学習会の講師の選定、企画内容の調整等は本市及び京都生協が行う。

なお、当日の業務内容については、本市及び京都生協職員から指示を行う。

(2) イベントスペースでの集客イベントの企画運営

店舗2階（イベントスペース部分。イメージ図は別紙2を参照）において、「エシカル消費」の実践につながる集客イベントの企画及び運営業務を行う。

ア 企画運営業務の留意点

- ・ イベントの名称は受託候補者が提案すること。
- ・ イベントの企画に当たっては、消費者が「エシカル消費」を知るだけでなく、より身近な「自分ごと」と捉え、実践につなげていただくことを目的とし、子どもから高齢者まで幅広い世代の方が楽しめる内容となるよう考慮すること（例：ワークショップやマルシェ、物販、展示など）。
- ・ 会場内にブースを設け、本市や京都生協が提供するリーフレットや啓発物品の配布、動画の放映やタペストリーの展示、本市「エシカル消費」オリジナルキャラクター「えしかるん」、「えしかりん」や京都生協オリジナルマスコット「きょうまる」を活用するなど、両者が実施する「SDGs」「エシカル消費」に関する取組のPRを行うこと。
- ・ 一般の買い物客、店舗（京都生協以外のテナント含む）、近隣地域に配慮した企画内容とすること。

(3) 広報物（チラシ）の制作

上記《イベント概要》に記載の①～③の各イベントの概要を記した広報物（チラシ）を制作する。

《チラシの規格等》

サイズ：A4

色数：両面カラー印刷

用紙：マットコート紙

部数：3,000部

※ 作成に当たっては、本市「エシカル消費」オリジナルキャラクター「えしかるん」、「えしかりん」や京都生協オリジナルマスコット「きょうまる」を効果

的に活用すること（キャラクターデータは契約後に提供）。活用にあたっては、本市と協議すること。

(4) 広報活動

作成した広報物は、本市SNSの活用等の本市の広報媒体に限らず、民間事業者の広報媒体を活用するなど、幅広く検討し、効果的な広報を行う。また、広報活動以外にイベント集客の増加に資する仕掛けがあれば実施すること。

(5) 啓発グッズの制作

上記「イベント概要」に記載の①～③の各イベントの参加者に対して配布する「エシカル消費」普及促進に係る啓発グッズを制作する。

ア コンセプト

啓発グッズは、「2 委託業務の目的」を踏まえたうえで、「エシカル消費」普及促進に資する環境に配慮された素材で作成し、本市「エシカル消費」オリジナルキャラクター「えしかるん」、「えしかりん」をデザインに含めたものとする。

(例) 再生ナイロンやコットン、再生PETなどリサイクル素材を使用したエコバック、海洋プラスチックごみを再生利用したボールペン 等

イ 作成上の留意点

- ・ 啓発グッズは委託金額の範囲内で2種類制作することとし、数量は各**2,000個**程度とする。
- ・ 環境に配慮した素材で作成するほか、使い捨てではなく、繰り返し使用できるものとする。
- ・ 啓発グッズの個包装が必要な場合については、プラスチック以外の包装を検討すること。

5 納品

(1) 成果物

ア 広報物（チラシ）

※ 入稿データについてもPDF形式で納品すること。

イ 啓発グッズ

ウ 実績報告書（イベント参加者数等の情報を含む）

エ 当日の記録写真

(2) 納品期限

(1)アについては、令和6年1月12日（金）午後5時まで、(1)イについては、令和6年2月17日（土）イベント開始時間まで、(1)ウ及びエについては、令和6年2月29日（木）午後5時までに納品すること。

(3) 納品先

ア (1)アの京都市分、(1)イ～エ（イについてはイベント当日の配布残分）

京都市文化市民局くらし安全推進部消費生活総合センター（担当：堀越、土井）

〒604-8588

京都市中京区西堀川通御池下る西三坊堀川町521 中京区総合庁舎3階

TEL：075-366-2250

イ (1)アの京都生協分

京都生活協同組合（担当：富田）

〒601-8382

京都市南区吉祥院石原上河原町1-2

TEL：075-672-6304

6 委託金額に含まれる受託者の費用負担

- (1) 「4 《イベント概要》」の①及び③のイベントに係る従事人員人件費
- (2) 「4 《イベント概要》」の②のイベントに係る企画運営費一式（会場使用料は不要）
- (3) 「4 《イベント概要》」の③のイベントに係る講師への謝礼（講師は1名。学習会は2回程度を想定）
- (4) 広報物（チラシ）制作費
- (5) 広報活動に係る経費
- (6) 啓発グッズ制作費
- (7) 設営、撤去、運搬に係る経費
- (8) 資料、報告書等作成に係る経費
- (9) その他、本市が必要と認める経費

7 支払

履行を確認した後、受注者からの請求に基づき支払うものとする。

8 イベント中止の場合

イベントが中止となる場合は、原則として、前日までに本市から受注者へ連絡する。また、受注者においても本市へ確認すること。

イベントの中止が決定した場合には、発生した経費の負担について本市と受注者で協議する。

9 その他

(1) 協議事項

この仕様書に定めのない事項又は業務の遂行に当たり疑義が生じた場合は、本市と受託事業者の協議によりその解決を図るものとし、当該協議が整わないときは、本市の指

示するところによるものとする。

(2) 個人情報等の保護

受託事業者は、この委託業務によって知り得た個人情報及び通常秘密とされる企業情報をこの事業の目的外に使用してはならない。これは委託期間終了後も同様とする。また、業務終了時には、取得した個人情報等を全て本市に引き渡すものとする。

(3) 損害賠償

委託業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託事業者の責任において処理すること。

(4) 著作権の取扱い

本委託業務により生じた著作権については、本市に帰属するものとする。

(5) 納品後の瑕疵

納品後に瑕疵が発覚した場合、委託期間が経過していたとしても、その瑕疵に対して適切に対処すること。

(以上)